

入曽地域交流センター カフェコーナーの運営に関する取扱基準

1 カフェコーナーの所在地等

狭山市大字南入曽 4 2 8 番地 3

入曽地域交流センター 1階カフェコーナー

使用面積 13.28㎡

2 使用用途

入曽地域交流センター（以下、「センター」という。）施設利用者の利便性の向上に資するとともに、地域住民の交流や連携の促進を図るため、カフェコーナーを設置し、その運営を行う。

3 使用許可期間

- （1） 使用許可期間は、行政財産使用許可申請書（本市所定の様式による）を提出し行政財産使用許可を受けた期間とする。
- （2） 営業日は、運営者が使用許可期間におけるセンター開所日の中から、希望日と時間帯を選定し、当該希望日の2か月前の初日から当該希望日の10日前まで（日曜・祝日にあたる場合は翌日）の午前9時から午後5時までの間にセンターで受付をすること
で、1日単位で使用できるものとする。

4 施設の使用料

カフェコーナーは、地域住民の交流や連携を図るうえで、利用者の利便性の向上に配慮した施設であることから、使用料は免除し無償とする。ただし、電気、ガス、水道料金等の光熱水費相当分として1日500円の実費負担とする。（ガスを使用しない場合でも同様の負担とする。）

5 経費の負担

- （1） 営業のために必要な費用や各種手続きに要する一切の費用等については、運営者において負担すること。
- （2） 運営者は、別表「備付設備一覧」に掲載の設備を市から無償で貸与を受けることができる。
なお、使用に際しては、適切な保守管理をおこない、故意や過失による破損等にかかる修繕等の費用は、運営者の負担とする。
- （3） カフェコーナーの清掃、ごみ処理、グリストラップ等清掃に係る経費など衛生管理に係る経費は、運営者の負担とする。
- （4） その他、本基準に記載の無い費用については、市の指示によるものとする。

6 使用条件等

（1）運営者の登録要件

- ①営業するためには、運営者登録をする必要があり、本取扱基準の内容を理解のうえ、出店に意欲があり、良好な衛生環境の下に、良質な飲食品を提供できる能力を有するとともに、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- ②営業に際して、資格又は免許を必要とするものについては、取得し、資格者又は免許

者を従事させることができること。

③団体等にあつては、狭山市、所沢市、入間市のいずれかに事務所又は連絡先があり、代表者が当該3市のいずれかに在住・在勤で18歳以上であること。個人にあつては、当該3市いずれかに在住で18歳以上であること。

④スタッフも含め、狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団体員に該当しないこと。

⑤団体等の代表者及び個人について、お住いの市が課税する市税を滞納していないこと。

⑥運営者登録に必要な書類を提出した後、市の審査の上、登録者と認められた場合、登録者として同条件で3年間登録は有効とする。その後継続する場合は再度登録手続きをおこなう。

また、市が登録者として不適当であると判断した場合は登録者としないこともあり、そのことに関する異議は認めない。

（2）営業資格

①営業に際しては、運営者登録を行い登録者として認められた後、保健所の営業許可を取得し、資格者又は免許者を従事させること。

②保健所の営業許可の写しと、本市所定の様式である行政財産使用許可申請書、誓約書を提出の上営業を開始できるものとする。なお、行政財産使用許可申請書および誓約書は毎年度申請し使用許可を受けること。

（3）提供メニュー及び提供価格等

①提供メニューは、運営者が定めることとする。ただし、酒・タバコの提供及び販売は行わないものとする。

②提供価格は、利用しやすい価格となるよう努力すること。

③提供メニューは、調理時も含め、強い匂いを発するもの、残臭の強いものは控えること。

（4）衛生管理

清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うこと。衛生上の発生事案については、すべて運営者の責任と負担において対処するとともに、必要に応じてセンターの管理者へ報告すること。また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

（5）火元責任者の配置

常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。なお、施設内における火災や地震発生の際には、センターの防火・防災管理者の指揮命令に基づき行動するものとする。

（6）事故等への対応

運営者は、事故防止を徹底すること。万一事故が発生した場合には、すべて運営者の責任と負担において対処するとともに、必要に応じて市に報告すること。

（7）当センターは、第1種低層住居専用地域内の施設であることから、商業目的としてカ

フェコーナーを宣伝するなどの行為はできない。（所内チラシ設置・掲示、センター日より（毎月１０日発行）公式Instagram掲載などは要相談）

7 登録、使用許可の取り消し、又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録、使用許可の取り消し、又は変更をすることができる。この場合、運営者等は、当該取り消し、又は変更によって生じた損失の補償を市に請求することはできない。

- （１）市において、センターを公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき。
- （２）市に納入すべき光熱水費相当分を延滞し、相当なる期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、これを納入しないとき。
- （３）営業資格の詐称その他不正な手段により許可を受けたとき。
- （４）使用許可書及び基準の各条項に違反したとき。
- （５）財産状況の悪化や監督官庁からの営業停止等の処分を受けるなど、著しく信用が失墜したと認められるとき。

8 損害賠償

運営者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は棄損したときは、当該滅失又は棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。また、運営者は、使用許可書及び基準に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。

9 法令の遵守

運営にあたっては、関係法令及び関係規定を遵守すること。

10 その他

この基準に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については、市と運営者が協議して定めるものとする。

別表

備付設備一覧

設 備 名	規 格	備 考
I Hクッキングヒーター	CH-XST6G	パナソニック(株)
ガス給湯器	GQ-1620WZ-2	(株)ノーリツ
冷凍冷蔵庫	HRF-63AT	ホシザキ(株)
製氷機	IM-25M-1	ホシザキ(株)
オープンレンジ	MRO-W1X	日立(株)
食器棚	W600×D450×H1600	